

成立参法の立案を振り返って

手話に関する施策の推進に関する法律案



法律の概要

手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

立案に当たって

伊庭 近年、手話を取り上げた小説や映画なども増え、手話に対する理解が広まってきているように感じられます。また、令和7年の11月には、きこえない・きこえにくい人の国際スポーツ大会であるデフリンピックが日本で初めて開催されるといったタイミングで、私たちが立案に携わった「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立しましたね。皆さん、立案に当たって、印象深かったことはありますか。

小島 議員からの依頼を受け、まずは、聴覚障害や手話に関する勉強からのスタートでした。いろんな分野にまたがる話ですので、幅広く文献や資料を収集することに努めました。一つ調べればまた次の知らないことが出てくるという状態で、大変でした。

伊庭 そうでしたね。文献や資料のみならず、漫画などの作品にまで手

を伸ばして全員で勉強しました。酒井さんや盛田さんはどうでしたか。

酒井 私は、地方自治体から出向してきて「推進法とは何か」ということから勉強を始めました。また、法案が成立することによって、地方自治体に対してどのような影響があるかについて検討をしたことも印象に残っています。

盛田 この法案は、超党派の議員連盟が中心となってとりまとめたものですが、その過程において多くの当事者・関係団体の方々が携わられていたことが印象に残っています。そういった方々の思いが込められた法案でしたので、その立案に当たっては責任を感じるとともに、大きなやりがいも感じられました。

伊庭 課でも、思い描かれている施策の姿をどのような形で分かりやすく表現するかなど、様々な検討をしました。

小島 法的な整合性をとりつつも、引っかけのある言葉遣いとならないようにするために、多くの箇所て工夫を凝らしたことも思い出深いですね。

酒井 この法案で9月23日が手話の日と定められましたが、その日が来るたびに議論を重ねた日々を思い出そうです。

法案の成立まで

伊庭 議員立法の中には成立に至らないものもありますが、今回提出された法案は衆参ともに全会一致で可決され、成立しました。盛田さんは、令和6年に入局して早々から議員立法の成立までのプロセスに携わるという貴重な経験をしました。

盛田 はい。入局してこんなに早く成立まで携われると思っていませんでしたが、とにかく新しいことだらけの日々だったことを覚えています。特に、参議院の委員会から衆議院の本会議で可決・成立するまでの流れを間近で見られたことは、とても貴重な経験だったと感じています。

伊庭 盛田さんには条文のたたき台の作成のほか、いろいろな資料作りも担当してもらいました。当局の立案を担う課は、課長と課員数名という小規模なチームですので、若手職員であっても課の議論では積極的に発言してもらうことになりますが、どうでしたか。

盛田 課の人数が少ない分、一人ひとりが知恵を出し合う雰囲気があり、若手職員も課の一員として対等に発言できていると感じています。若手職員だから簡単な仕事を、というわけではなく、課の議論に参加し、それを通じて成長できる場面がたくさんある職場だと思います。

伊庭 酒井さんは地方自治体の、小島さんは弁護士の仕事を経験されていますが、法制局での仕事と比較してみるとどんな感じでしょうか。

小島 弁護士は、基本的に自分一人で責任を負って事件を処理していくため、すべてをチームで進めていく法制局の仕事の進め方とは対照的です。また、弁護士が扱うのは実体法ですので、今回のような政策の大きな方向性を明確にするいわゆる推進法に触れることはほとんどありません。同じ法律を扱う仕事といっても共通でないところも多くあり、比較が難しいですが、議員の政策を法律の形にする業務は、広く我々の社会や国民全体に関わる仕事であるともいえ、それは法制局ならではの、でしょうか。

酒井 地方自治体では、各職員が特定の業務を担っており、「ライン制」で業務を行っていくことが一般的です。一方、法制局では、課長含め課員が「チーム」となって業務を行います。チームで議論を重ねながら、法案

を作っていく過程は、地方自治体ではなかなか経験できないことですので、とても新鮮でした。

議員立法の意義・やりがい等

伊庭 立案から法案の成立までの経験を通して、皆さんいろいろと感じるところもあったのではないのでしょうか。盛田さん、どうですか。

盛田 私はこの法案が衆議院の本会議で全会一致で可決され、成立する瞬間を目にしたときは、とても感動しました。依頼議員や関係者の思いを形にする経験ができ、ここで働いていて良かったと思いました。

伊庭 そう思っていたけると嬉しいです。

酒井 議員立法では、国民生活に密接に関わっている事柄を取り扱うことが多く、立案した法案が国民生活に影響を与えることもあるため、緊張感がありました。依頼議員の問題意識を解決するために、条文の書きぶりを検討し、協議を重ねていく過程は、とてもやりがいのあるものでした。

小島 依頼を受けた案件について、課内で調査・検討を行い、依頼議員や関係者と議論を行いながら政策を固めて条文を作り上げていくこと、委員会の場で議員による答弁のサポートを行うことなど、議員立法が成立するまでの一連のプロセスは、議院法制局ならではの、と思います。依頼議員や関係者から感謝の言葉をいただけることも励みになります。

伊庭 こういった当局の業務を多くの方に知っていただきたいですね。



当局受験者へのメッセージ

伊庭

議員立法の立案は、既存の法制度を踏まえつつ、依頼議員の政策を実現するための最適解を探していくクリエイティブな作業であり、法的な知識だけでなく柔軟な発想も必要になるほか、国語力も試されます。これまでになかった規定を創出する醍醐味も感じられる一方で、緊張感や大きな責任が伴うものでもあります。これまで培ってきた法律の知識を存分にいかせる仕事ですので、ぜひ挑戦してみてください。

盛田

参議院法制局は、他省庁や国会にある他の組織と比べて、あまり聞きなじみのない組織かもしれませんが、しかし、実はその業務は、法律の専門家として参議院における議員立法を法制面から補佐するという、とてもダイナミックなものです。もし当局の仕事に興味を持っていたら、一度、ぜひ当局の説明会等に足を運んでみてください。